

件名	最低保障年金制度に関する陳情			
提出者	墨田東向島二丁目19番16号			
住所氏名	全日本年金者組合墨田支部 支部長 高橋 孝			
受理年月日	平成17年11月21日	受理番号	第7号	
<p>要旨</p> <p>最低保障年金制度の創設について政府に対し、意見書を提出してください。</p> <p>(理由)</p> <p>本年3月に発表された「墨田区高齢者の生活実態・意識調査等報告書」によると、ひとり暮らしでは「生活費など収入が足りなくなること」が46.3%と将来の生活について不安を感じる事が最も高くなっており、自由意見でも「ひとりになった時に、わずかの国民年金だけで生活できるかどうか」が最大の不安である」と述べています。社会保険庁「平成15年度事業年収」によると国民年金だけの人々は909万人もいますが、その月額平均は4万6,000円となっています。墨田区は無年金者の実態把握をしていないので不明ですが、全国的な推計では現在の高齢者の中に無年金者が約60万人以上いるといわれています。さらに我が国の公的年金制度の最大の問題点は、年金制度の空洞化の進行で、特にそれが顕著なのは、国民年金保険料の未納者が37.2%と公表されています。</p> <p>本年7月、全国の14の政令指定都市の市長会は「生活保護制度の抜本改革に向けての提案」を発表しましたが、その中で「最低限の所得保障を行うため、無拠出制で受給要件を一定年齢の到達とする最低年金制度」を掲げています。10月には九州市長会が同趣旨の提案をしています。</p> <p>このように進行している高齢化社会の我が国で、その生活保障は政治の喫緊の課題となっており、無拠出の最低保障年金制度の実現こそ最も確かな方策です。</p> <p>私たち年金者組合は、1人月額8万円の最低保障年金を提案しています。8万円の根拠は、総務省統計局「全国消費実態調査」(平成11年)における高齢者夫婦世帯の基礎的消費(食料、住居、光熱水費、被服、履物)12万515円に保健医療、交通通信費、小遣いを加えると16万3,782円になります。また、生活保護基準の高齢夫婦世帯(1級地の1、夫婦とも70歳以上の場合)の生活扶助額は、11万2,750円でこれに冬期加算、住宅扶助(限度額5万3,000円)を加えると16万9,750円になります。月額1人8万円は、高齢者の基礎的消費支出をまかなうのに必要な額です。</p> <p>なお、最低保障年金の財源は、国庫及び事業主負担とします。国庫の負担は消費税によらず、負担能力に応じて集める税金によって行います。事業主の負担は現行の被用者年金の事業主負担のうち、基礎年金に充てられている金額をもとにします。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				